

京 都 産 業 大 学 大 学 院 学 則

第1章 総則及び修業年限

第1条 京都産業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること並びに高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、教育研究活動の状況について、一定期間ごとに第三者評価（文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の第三者評価の実施については、別に定める。

第1条の3 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な、高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第2条の2 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分する。前期2年の課程を博士前期課程（以下「前期課程」という。）、後期3年の課程を博士後期課程（以下「後期課程」という。）とし、前期課程は、修士課程として取扱うものとする。

3 学生が、職業を有している等の事情により、第1項及び第2項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了する学生（「長期履修学生」）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第3条 学生の在学年数は、前期課程又は修士課程で4年、後期課程で6年を超えることはできない。

第3条の2 本学は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施にあたっては、別に定める協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

第2章 組織

第4条 本大学院に次の研究科を置き、それぞれ次の専攻を置く。

経済学研究科 ——— 経済学専攻

マネジメント研究科 ——— マネジメント専攻

法学研究科 ——— 法律学専攻、法政策学専攻

現代社会学研究科 ——— 現代社会学専攻

外国語学研究科 ——— 英米語学専攻、中国語学専攻、言語学専攻

理学研究科 ——— 数学専攻、物理学専攻

先端情報学研究科 ——— 先端情報学専攻

生命科学研究科 ——— 生命科学専攻

経済学研究科（通信教育課程） ——— 経済学専攻

京都文化科学研究科（通信教育課程） ——— 京都文化学専攻

- 2 現代社会学研究科，外国語学研究科，経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）に修士課程を，経済学研究科，マネジメント研究科，法学研究科，理学研究科，先端情報学研究科及び生命科学研究科に博士課程を置く。

第4条の2 大学院各研究科の目的は，次のとおりである。

研究科名	課程	目的
経済学研究科	前期課程	多面的なアプローチが可能なカリキュラムをベースに最新の経済理論と分析手法を学ぶことによって，現代社会が直面する経済的諸課題を客観的に分析・考察できる，高度専門職業人や研究者および高度で知的な素養のある人材の養成を目的とする。
	後期課程	創造性豊かな優れた研究能力を持つ，自立した研究者を養成することを目的とする。
マネジメント研究科	前期課程	あらゆる組織を対象としたマネジメントについての諸科学を総合し，それに基づいて，マネジメントについての高次の教育を行うことで，マネジメント感覚と能力を持った高度専門職業人の養成を目的とする。
	後期課程	マネジメントについてのより高次の教育を行うことで，マネジメント感覚と能力に加え，高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身につけた人材の養成を目的とする。
法学研究科	前期課程	学問的探求に基づき，法律学及び政治学・政策学に関する高度な専門知識並びに法実務上・法政策上の素養を修得させることによって，知的素養と研究能力を身につけた人材，法化社会の要請に応える専門職業人及び公益の実現に携わる職業人を養成することを目的とする。
	後期課程	学問的探求に基づき，法律学及び政治学・政策学に関するきわめて高度な専門知識並びに法実務上・法政策上の十分な素養を修得させることによって，国内外で活躍しうる優秀な研究者及び法化社会を主体的に担いうる専門職業人及び公益の実現に携わる専門職業人を養成することを目的とする。
現代社会学研究科	修士課程	多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために，複雑な社会のあり方に関心を持ち，社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材を養成することを目的とする。
外国語学研究科	修士課程	学部教育を基盤に，高度の専門職業教育をめざし，専攻分野における研究者や専門家の養成のみならず，外国語と高度の専門知識を駆使して，国内外で指導的な立場に立って活躍できる人材の養成を目的とする。
理学研究科	前期課程	数学と物理学は，様々な学問領域の基盤となっておりとともに，現代社会の諸分野へ応用されている。数学や物理学の高度な知識を身につけた理学を創造的に展開できる研究者，高度専門職業人を養成することを目的とする。
	後期課程	数学と物理学は，科学的真理を求め未知の領域を切り開くことに第一の価値を見出す学問である。数学や物理学を深く学

		び、独創的な研究を国際的な視野に立って展開できる研究者を養成することを目的とする。
先端情報学研究科	前期課程	現代社会において急速に進展するグローバルな高度情報社会を支える、情報技術分野における、より先進的で、高度な専門知識と技術や応用力を備えた社会的要請にこたえる人材の養成を目的とする。
	後期課程	情報科学・工学・ネットワーク・マルチメディア・インテリジェントシステム等の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者や、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を目的とする。
生命科学研究科	前期課程	生命科学に関する専門的知識と高度な技術を備え、生命科学関連の幅広い分野で活躍できる人材の育成を目的とする。
	後期課程	生命科学の著しい進歩に対応し、より高度な専門知識と技術を備え、さらにグローバルな視点と正しい倫理観を持ち合わせて、専門分野においてリーダーとなりうる高度な人材の育成を目的とする。
経済学研究科 (通信教育課程)	修士課程	社会人を対象に、通信教育を通して各自が関心を持つ経済政策領域を学ぶことによって、実社会で直面する経済的課題について常に理論と実証の両面から分析できる、高度の判断力と実践力を備えた人材の養成を目的とする。
京都文化学研究科 (通信教育課程)	修士課程	京都文化・日本文化に関わる学問分野において、その研究テーマに即した手法によって専門的な調査・分析・発表ができる力を身に付け、世界的視野のもと、京都文化・日本文化の特色や意義を理解し、社会のなかで活用していくことのできる人材の養成を目的とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第5条 学年、学期及び休業日については、京都産業大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第4章 教職員組織

第6条 本大学院における授業及び研究指導は、本学の教育職員がこれを担当する。

第7条 本大学院に大学院長及び各研究科長を置く。

2 大学院長は、大学院研究指導教員のうちから、学長が選任し、研究科長は、その基礎となる学部の学部長を充てる。

第8条 本大学院の管理運営に関し、大学院委員会及び研究科会議を置く。

2 大学院委員会は、大学院長、研究科長及び各研究科から選出された研究指導教員各1名をもって組織する。

3 研究科会議は、研究科長及び研究科の研究指導教員をもって組織する。ただし、必要があるときは、その議を経て、その他の者を加えることができる。

4 大学院委員会は、学長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他の制規及び企画に関する事項
- (2) 大学院の組織及び運営に関する事項
- (3) 大学院教員の人事に関する事項

- (4) 学生の入学、休学、復学、退学など身分に関する事項
- (5) 学生の課程の修了に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) その他大学院に関して学長が諮問する重要事項

5 研究科会議は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院教員の人事に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、復学、退学など身分に関する事項
- (3) 学生の課程の修了に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 研究課程に関する事項
- (6) 研究指導に関する事項
- (7) 最終試験に関する事項及び学位論文の審査
- (8) その他研究科の運営に必要な事項

6 研究科会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

7 大学院委員会及び研究科会議に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 授業科目及び履修方法

第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 各研究科の専攻別授業科目及び履修単位数は、別に定める。

第10条 履修単位数の計算基準については、大学学則の規定を準用する。

2 学生は、本学が教育上有益と認めるときは、次の授業科目について履修し、単位を修得することができる。履修した単位は、所属研究科の定めるところにより、合わせて15単位を限度として、本学において修得した単位とみなすことができる。ただし、経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化学研究科（通信教育課程）は本項を適用しない。

- (1) 他の大学院における授業科目
- (2) 大学の許可を得て在学のまま留学した外国の大学院における授業科目

3 研究科が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位を、本学において修得した単位とみなすことができる。ただし、入学前の既修得単位を認定できる単位数は、15単位を超えないものとする。

第11条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 前期課程又は修士課程においては、専攻科目について研究指導教員の担当する授業科目（主要科目）を含めて、合計30単位以上を修得しなければならない。
- (2) 後期課程においては、専攻科目について研究指導教員の担当する授業科目（主要科目）を含めて、各研究科会議の適当とする指導を受けなければならない。

第11条の2 学生は、研究科が必要と認めるときは、他の専攻、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。ただし、経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）は本項を適用しない。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、研究科会議の議により修了要件単位数に充当することができる。

3 経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）を除く研究科では、他の大学院又は外国の大学院で履修し、本学において修得した単位として認定されたもの、第10条第3項に規定する入学前の既修得単位として認定されたもの及び第2項で修了要件単位数に充当されたものを合わせて認定できる単位数は、20単位を超えないものとする。

第11条の3 研究科が教育上有益と認めるときは、学生は他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、前期課程又は修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）については、前項の規定を適用しない。

第11条の4 博士課程又は修士課程においては、研究科が教育研究上の必要があると認めるときは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合に、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。ただし、経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）は本項を適用しない。

第6章 収容定員

第12条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員	備考
経済学研究科	前期課程	経済学専攻	5	10	
	後期課程	経済学専攻	3	9	
マネジメント研究科	前期課程	マネジメント専攻	15	30	
	後期課程	マネジメント専攻	3	9	
法学研究科	前期課程	法律学専攻	10	20	
		法政策学専攻	10	20	
	後期課程	法律学専攻	5	15	
		法政策学専攻	2	6	
現代社会学研究科	修士課程	現代社会学専攻	6	12	
外国語学研究科	修士課程	英米語学専攻	5	10	
		中国語学専攻	3	6	
		言語学専攻	3	6	
理学研究科	前期課程	数学専攻	5	10	
		物理学専攻	10	20	
	後期課程	数学専攻	3	9	
		物理学専攻	3	9	
先端情報学研究科	前期課程	先端情報学専攻	20	40	
	後期課程	先端情報学専攻	3	9	
生命科学研究科	前期課程	生命科学専攻	30	60	
	後期課程	生命科学専攻	3	9	
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	10	20	

(通信教育課程)					
京都文化学研究科 (通信教育課程)	修士課程	京都文化学専攻	10	20	

第7章 入学，休学，復学，退学，転学，転入学等

第13条 本大学院入学の時期は，毎学年始めとする。ただし，研究科が必要とするときは，入学の時期を学期始めとすることができる。

第14条 前期課程及び修士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により，学士の学位を授与された者
- (3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において，修業年限が3年以上である課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，本大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの
- (10) 本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

2 後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

第15条 入学志願者に対しては、前期課程、修士課程及び後期課程の各課程別に、選抜試験を行う。

第16条 入学志願者は、入学検定料を添えて、所定の出願書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料については別に定める。

第17条 選抜試験に合格し、所定の期日までに第28条に規定する納入金を納め、保証人連署の誓約書を提出した者に対して入学を許可する。

2 保証人については、大学学則の規定を準用する。

第17条の2 本大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可した者の本大学院における修業年限及び既に修得した単位の取扱いは、研究科会議の議を経て、学長が決定する。

第18条 病気その他やむを得ない理由によって3か月以上修学できない者は、保証人連署の上願い出て、休学の許可を得なければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は、その学期内とし、願い出によって引き続き休学することができる。

3 休学の期間は、通算して次の各号に掲げる年数を限度とする。

(1) 前期課程及び修士課程 2年

(2) 後期課程 3年

4 休学の期間は、第3条及び第23条に規定する在学年数に算入しない。

第19条 復学、退学、転学及び再入学については、大学学則の規定を準用する。

第20条 学生が住所を変更したときは、直ちに届け出なければならない。

2 学生が氏名を変更したときは、保証人連署の上直ちに届け出なければならない。

第8章 科目等履修生、聴講生、外国人特別生、外国人留学生、交換留学生、外国政府等派遣留学生及び委託生

第21条 第14条の各号のいずれかに該当する者が、本大学院の授業科目の一部について科目等履修生又は聴講生として願い出たときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、選考試験の上、許可することがある。ただし、経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）は本条を適用しない。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生及び聴講生については、大学学則の規定を準用する。

第22条 外国人特別生、外国人留学生、交換留学生、外国政府等派遣留学生及び委託生については、大学学則の規定を準用する。ただし、経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）は本条を適用しない。

第9章 単位認定及び課程修了の要件

第23条 授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。

2 試験に関しては、大学学則の規定を準用する。

3 前期課程又は修士課程修了の要件は、前期課程又は修士課程に2年以上在学し、研究科の定めるところにより、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士

論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 研究科が前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 5 修士の学位論文審査及び最終試験は、在学期間中に受けなければならない。
- 6 博士課程修了の要件は、博士課程に5年（前期課程又は修士課程を修了した者においては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、研究科の定めるところにより、30単位（前期課程又は修士課程で修得した単位を含む。）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績をあげた者の在学期間については、3年以上在学すれば足りるものとする。また、修士の学位を有する者で優れた研究業績をあげた者の在学期間については、前期課程又は修士課程の在学期間（2年を限度とする。）を含めて、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、後期課程に入学した場合の博士課程修了の要件は、後期課程に3年（専門職学位課程（法科大学院）を修了した者は、2年とする。）以上在学し、研究科の定めるところにより、必要な授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績をあげた者の在学期間については、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。また、修士の学位を有する者で優れた研究業績をあげた者の在学期間については、前期課程又は修士課程の在学期間（2年を限度とする。）を含めて、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 第10条第3項の規定により本大学院に入学する前に履修した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の前期課程又は修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、前期課程又は修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 9 経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化科学研究科（通信教育課程）に関する細目については、別に定める。

第24条 本大学院に在学し、所定の単位を修得した者には、修業事実及び修得単位の証明書を交付する。

第24条の2 別に定める規程により中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状所有者が、必要な授業科目及び単位数を修得し、修士の学位を授与されたときは、次の区分により中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状を取得することができる。

研究科	専攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
経済学研究科	経済学専攻	社会	地理歴史・公民
マネジメント研究科	マネジメント専攻	—	商業
外国語学研究科	英米語学専攻	英語	英語
	中国語学専攻	中国語	中国語
理学研究科	数学専攻	数学	数学
	物理学専攻	理科	理科
生命科学研究科	生命科学専攻	理科	理科

経済学研究科 (通信教育課程)	経済学専攻	社会	公民
--------------------	-------	----	----

第10章 学位

第25条 研究科に所定の年限在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程修了者とし、大学院委員会の議を経て、学長が修士・博士の学位を授与する。

第26条 博士の学位は、前条に定める者のほか、前条の規定によって博士の学位を授与される者と同以上の内容を有する論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、同様に広き学識を有することが、試験により確認された者にも、大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。ただし、この場合は、別に定める学位審査料を納付しなければならない。

2 前項の学力の試験は、口述試験又は筆記試験とし、外国語については、1か国語を課するものとする。ただし、外国語については、業績又は経歴により相当の学力を有するものと認めたときは、免除することができる。

第27条 前2条に定めるもののほか、学位に関しては、別に定める学位規程による。

第11章 学費

第28条 学費は、入学金、授業料、実験実習費、教育充実費をいい、その額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する学費の額は、改定することがある。

3 入学金は、入学年度のみに納入するものとする。ただし、本学卒業生又は本学に3年以上在学し引き続き本大学院に入学を許可された者は、入学金を半額とする。

4 本大学院において、前期課程又は修士課程を修了した者が、引き続き後期課程へ進学する場合は、入学金は不要とする。

5 特殊な実験・実習については、第1項に定めるもののほか、別に定めるところにより、更に必要実費を納入しなければならない。

6 入学金を除く学費は春学期及び秋学期の2期に区分し、各期の納入額は年額の半額とする。その納入期限は、春学期分4月30日、秋学期分10月31日とする。ただし、入学手続時の学費納入期限については、入学手続要領に定めるところによる。

7 入学金を除く学費が、所定の期日までに納入できない場合は、別に定めるところにより、延納又は分割延納することができる。

8 本学が特別の事情があると認めた場合は、別に定めるところにより、入学金を除く学費を減免することができる。

9 学費の納入等について必要な事項は、別に定める。

第29条 学費は、前条に定めるほか、大学学則第46条、第47条、第48条の規定を準用する。

第30条 第28条の規定にかかわらず、1学年の全期間を休学する者は、別表に定める在籍料を納入するものとし、1学期の全期間を休学する者は、年額の在籍料の半額を納入するものとする。

第31条 削除

第12章 賞罰

第 3 2 条 大学院の学生の賞罰に関する事項は、別に定める。

第 1 3 章 図書館・研究施設

第 3 3 条 京都産業大学図書館に関する規定は、本大学院にも準用する。

第 3 4 条 本大学院に学生研究室を設ける。ただし、経済学研究科（通信教育課程）及び京都文化学研究科（通信教育課程）は、本項を適用しない。

2 学生研究室に関する細則は、別に定める。

第 3 5 条 学部の施設及び設備は、大学院の学生の研究達成のために用いることができる。

第 1 4 章 その他

第 3 6 条 この学則に定めるもののほか、本大学院に関する事項は、大学学則及びその他の諸規程を原則として適用するものとする。

第 3 7 条 この学則の改廃は、大学院委員会及び部局長会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

本大学院学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本改正学則は、昭和 48 年 11 月 1 日から施行する。

2 昭和 48 年度以前の入学者の学費については、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本改正学則は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 本改正学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 49 年度以前に入学した者については、改正前の大学院学則による。

附 則

本改正学則は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本改正学則は、昭和 51 年 9 月 1 日から施行する。

2 昭和 51 年度以前の入学者の学費については、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。

- 3 第 29 条の改正規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 52 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 53 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 昭和 54 年度以前の入学者の学費については、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 第 29 条の改正規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 55 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 第 29 条の改正規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本改正学則は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、昭和 60 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本改正学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 57 年度以前の入学者の学費については、第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前の入学者の平成 22 年度以降の授業料、実験実習費及び教育充実費の合計額は、毎年度前年度の合計額に国家公務員の給与改定に関する人事院勧告指数（定期昇給率を含む。）に、4 パーセントを加算した指数を乗じて得た額を加算した額の範囲内とし、該当の在籍者が存続する限りこの附則を適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 24 年度までの法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
法務研究科	160 名	140 名	120 名

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科情報通信工学専攻前期課程は、平成 23 年度から募集停止し、平成 23 年 3 月 31 日に当該専攻前期課程に在学する者の修了等を待って、廃止するものとする。
- 3 第 12 条の規定にかかわらず、平成 23 年度からの工学研究科情報通信工学専攻前期課程の入学定員は、0 名とする。
- 4 第 12 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 24 年度までの工学研究科情報通信工学専攻前

期課程及び先端情報学研究科先端情報学専攻修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 23 年度	平成 24 年度
工学研究科情報通信工学専攻 前期課程	8 名	－
先端情報学研究科先端情報学専攻 修士課程	20 名	40 名

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までの法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
法務研究科	112 名	104 名	96 名

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 26 年度までの法学研究科法政策学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 25 年度	平成 26 年度
法学研究科法政策学専攻 修士課程	10 名	20 名

- 3 工学研究科情報通信工学専攻後期課程は、平成 25 年度から募集停止し、平成 25 年 3 月 31 日に当該専攻後期課程に在学する者の修了等を待って、廃止するものとする。
- 4 第 12 条の規定にかかわらず、平成 25 年度からの工学研究科情報通信工学専攻後期課程の入学定員は、0 名とする。
- 5 第 12 条の規定にかかわらず、平成 25 年度から平成 27 年度までの工学研究科情報通信工学専攻後期課程及び先端情報学研究科先端情報学専攻後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
工学研究科情報通信工学専攻 後期課程	8 名	4 名	－
先端情報学研究科先端情報学専攻 後期課程	3 名	6 名	9 名

- 6 工学研究科情報通信工学専攻前期課程は、平成 25 年度から廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科情報通信工学専攻後期課程は、平成 25 年 9 月 30 日に廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科生物工学専攻前期課程は、平成 26 年度から募集停止し、平成 26 年 3 月 31 日に当該専攻前期課程に在学する者の修了等を待って、廃止するものとする。
- 3 第 12 条の規定にかかわらず、平成 26 年度からの工学研究科生物工学専攻前期課程の入学定員は、0 名とする。
- 4 第 12 条の規定にかかわらず、平成 26 年度から平成 27 年度までの工学研究科生物工学専攻前期課程及び生命科学研究科生命科学専攻修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 26 年度	平成 27 年度
工学研究科生物工学専攻 前期課程	8 名	-
生命科学研究科生命科学専攻 修士課程	20 名	40 名

- 5 第 12 条及び平成 24 年 4 月 1 日附則第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年度から平成 28 年度までの法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
法務研究科	82 名	68 名	54 名

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科生物工学専攻前期課程は、平成 27 年 3 月 31 日に廃止する。
- 3 第 12 条の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度までの法学研究科法政策学専攻後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
法学研究科法政策学専攻 後期課程	2 名	4 名	6 名

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科生物学専攻後期課程は、平成 28 年度から募集停止し、平成 28 年 3 月 31 日に当該専攻後期課程に在学する者の修了等を待って、廃止するものとする。
- 3 法務研究科は、平成 28 年度から募集停止し、平成 28 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者の修了等を待って、廃止するものとする。
- 4 第 12 条の規定にかかわらず、平成 28 年度からの工学研究科生物工学専攻後期課程及び法務研究科の入学定員は、0 名とする。
- 5 第 12 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの工学研究科生物工学専攻後期課程及び生命科学研究科生命科学専攻後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
工学研究科生物工学専攻 後期課程	8 名	4 名	-
生命科学研究科生命科学専攻 後期課程	3 名	6 名	9 名

- 6 第 12 条及び平成 26 年 4 月 1 日附則第 5 項の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの法務研究科の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
法務研究科	36 名	18 名	-

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、平成 31 年度から平成 32 年度までの京都文化科学研究科（通信教育課程）京都文化学専攻修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 31 年度	平成 32 年度
京都文化科学研究科(通信教育課程) 京都文化学専攻 修士課程	10 名	20 名

- 3 第 24 条の 2 の規定にかかわらず、平成 30 年度以前の法学研究科法律学専攻及び法政策学専攻の入学者が取得することができる中学校教諭専修免許状，高等学校教諭専修免許状については、次のとおりとする。

研究科	専攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
法学研究科	法律学専攻	社会	地理歴史・公民
	法政策学専攻	社会	公民

- 4 第 12 条の規定にかかわらず、平成 31 年度から平成 32 年度までの経済学研究科経済学専攻前期課程及び平成 31 年度から平成 33 年度までの経済学研究科経済学専攻後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
経済学研究科経済学専攻 前期課程	15 名	10 名	
経済学研究科経済学専攻 後期課程	13 名	11 名	9 名

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 3 年度までの理学研究科物理学専攻前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	令和 2 年度	令和 3 年度
理学研究科物理学専攻 前期課程	15 名	20 名

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 法務研究科は、令和 2 年 9 月 30 日に廃止する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科は、令和 3 年 9 月 30 日に廃止する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 5 年度までの現代社会学研究科現代社会学専攻修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	令和 4 年度	令和 5 年度
現代社会学研究科現代社会学専攻 修士課程	6 名	12 名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第24条の2の規定にかかわらず、令和5年度以前の先端情報学研究科先端情報学専攻の入学者が取得することができる高等学校教諭専修免許状については、次のとおりとする。

研究科	専攻	高等学校教諭専修免許状
先端情報学研究科	先端情報学専攻	情報

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第12条の規定にかかわらず、令和7年度から令和8年度までの生命科学研究科生命科学専攻前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

収容定員

研究科	令和7年度	令和8年度
生命科学研究科生命科学専攻 前期課程	50名	60名

第 28 条別表 学費

(1) 令和 2 年度以前入学者（令和 7 年度学費）

研究科名 \ 費目	入 学 金	授 業 料 (年 額)	実験実習費 (年 額)	教育充実費 (年 額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科 外国語学研究科	270,000 円	511,000 円	—	163,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	270,000 円	677,000 円	102,000 円	172,000 円
経 済 学 研 究 科 (通信教育課程) 京都文化科学研究科 (通信教育課程)	135,000 円	255,000 円	—	81,000 円

(2) 令和 3 年度入学者

ア 修士課程・博士前期課程

研究科名	費 目	1 年次(年額)	2 年次(年額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科 外国語学研究科	入 学 金	200,000 円	—
	授 業 料	528,000 円	528,000 円
	教育充実費	163,000 円	163,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	入 学 金	200,000 円	—
	授 業 料	694,000 円	694,000 円
	実験実習費	102,000 円	102,000 円
	教育充実費	172,000 円	172,000 円
経 済 学 研 究 科 (通信教育課程) 京都文化科学研究科 (通信教育課程)	入 学 金	100,000 円	—
	授 業 料	264,000 円	264,000 円
	教育充実費	81,000 円	81,000 円

イ 博士後期課程

研究科名	費 目	1 年次(年額)	2 年次(年額)	3 年次(年額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科	入 学 金	200,000 円	—	—
	授 業 料	528,000 円	528,000 円	528,000 円
	教育充実費	163,000 円	163,000 円	163,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	入 学 金	200,000 円	—	—
	授 業 料	694,000 円	694,000 円	694,000 円
	実験実習費	102,000 円	102,000 円	102,000 円
	教育充実費	172,000 円	172,000 円	172,000 円

(3) 令和4年度から令和7年度までの入学者

ア 修士課程・博士前期課程

研究科名	費 目	1 年次 (年額)	2 年次 (年額)
経済学研究科 マネジメント研究科 法学研究科 現代社会学研究科 外国語学研究科	入 学 金	200,000 円	—
	授 業 料	528,000 円	528,000 円
	教育充実費	163,000 円	163,000 円
理学研究科 先端情報学研究科 生命科学研究科	入 学 金	200,000 円	—
	授 業 料	694,000 円	694,000 円
	実験実習費	102,000 円	102,000 円
	教育充実費	172,000 円	172,000 円
経済学研究科 (通信教育課程) 京都文化科学研究科 (通信教育課程)	入 学 金	100,000 円	—
	授 業 料	264,000 円	264,000 円
	教育充実費	81,000 円	81,000 円

イ 博士後期課程

研究科名	費 目	1 年次 (年額)	2 年次 (年額)	3 年次 (年額)
経済学研究科 マネジメント研究科 法学研究科	入 学 金	200,000 円	—	—
	授 業 料	528,000 円	528,000 円	528,000 円
	教育充実費	163,000 円	163,000 円	163,000 円
理学研究科 先端情報学研究科 生命科学研究科	入 学 金	200,000 円	—	—
	授 業 料	694,000 円	694,000 円	694,000 円
	実験実習費	102,000 円	102,000 円	102,000 円
	教育充実費	172,000 円	172,000 円	172,000 円

第 30 条別表 在籍料

(1) 令和 2 年度以前入学者 (令和 7 年度在籍料)

研 究 科 名	在籍料 (年額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科 外国語学研究科	81,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	86,000 円
経 済 学 研 究 科 (通信教育課程) 京都文化科学研究科 (通信教育課程)	40,000 円

(2) 令和 3 年度入学者

ア 修士課程・博士前期課程

研 究 科 名	在籍料 (年額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科 外国語学研究科	81,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	86,000 円
経 済 学 研 究 科 (通信教育課程) 京都文化科学研究科 (通信教育課程)	40,000 円

イ 博士後期課程

研 究 科 名	在籍料 (年額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科	81,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	86,000 円

(3) 令和4年度から令和7年度までの入学者

ア 修士課程・博士前期課程

研 究 科 名	在籍料 (年額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科 現代社会学研究科 外国語学研究科	81,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	86,000 円
経 済 学 研 究 科 (通信教育課程) 京都文化学研究科 (通信教育課程)	40,000 円

イ 博士後期課程

研 究 科 名	在籍料 (年額)
経 済 学 研 究 科 マネジメント研究科 法 学 研 究 科	81,000 円
理 学 研 究 科 先端情報学研究科 生命科学研究科	86,000 円